

○菊川市パブリックコメント制度実施要綱

平成22年3月1日
告示第29号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度の実施に関し、基本的事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の積極的な意見を市政に反映させるとともに、市民に対する説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定過程において、事前に当該計画等の策定案に対して広く市民等からの意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、その意見を考慮して市としての意思決定を行うための一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る計画等に関し、利害関係を有すると実施機関が認めるもの

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となるものは、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる計画等の策定、制定又は改廃（以下「策定等」という。）であって、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策又は施策に関する計画又は指針を定めるもの
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の市の金銭の徴収に関するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要があると認めるもの

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定は、適用しない。

- (1) 緊急に計画等を策定等する必要があるため、パブリックコメント制度を実施することが困難であるとき。
- (2) 他の法令等の制定又は改廃に伴い、当然必要とされる規定の整理その他のパブリックコメント制度を実施することを要しない軽微な変更をするとき。
- (3) 計画等の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。
- (4) 法令等に基づき策定等する計画等で、当該法令等に意見聴取に関する手続が定められているとき。

(5) 計画等の策定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される審議会等の附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント制度に準じた手続を経て策定等した報告、答申等に基づき実施機関が策定等するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、計画等の性質上、パブリックコメント制度に適さないものと実施機関が認めるとき。

（公表の時期等）

第5条 実施機関は、第3条に規定するパブリックコメント制度の対象となる計画等について、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、当該計画等の趣旨、目的、背景その他市民等が当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

（公表の方法）

第6条 前条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

(2) 市ホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 前項に掲げるもののほか、実施機関は、必要に応じ、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供その他の方法により、市民等への周知に努めるものとする。

3 実施機関は、前条第1項の規定による公表を行う場合は、意見の提出先、提出方法、提出期間、計画等の案の入手方法その他の意見の提出に必要な事項を併せて明示するものとする。

（意見の提出期間）

第7条 実施機関は、市民等が意見を提出するために必要な期間を考慮し、計画等の案の公表の日から起算して1か月程度の提出期間を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急を要するときその他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を短縮することができる。

（意見の提出方法）

第8条 実施機関は、次に掲げる方法により、計画等の案に対する市民等からの意見の提出を受け付けるものとし、計画等の案の公表時にこれを明示するものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面の提出

2 意見を提出しようとする市民等は、意見を提出する際に、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を明記しなければならない。

（意見の取扱い、結果の公表等）

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見を考慮して、当該計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 意思決定後の計画等の内容
 - (2) 提出された意見の概要（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）及びこれに対する市の考え方
 - (3) 計画等の案を修正したときは、その修正の内容
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
 - (1) 賛否のみを記した意見
 - (2) 当該計画等に内容が合致しない意見
 - (3) 前条第1項の規定により定めた提出方法又は同条第2項に規定する条件に違反して提出された意見
 - (4) 公表することにより提出した市民等又は第三者の権利又は利益を害するおそれがあると認められるもの
- 4 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。
- 5 第6条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。
（実施状況の公表）

第10条 市長は、実施機関のパブリックコメント制度の実施状況について、その一覧を作成し、これを市ホームページに掲載して公表するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に実施機関が策定等する計画等について適用し、この告示の施行の際現に策定過程にある計画等については、この告示の規定は、適用しない。